

令和 7 年度第 2 回都市計画審議会

令和 8 年 3 月 6 日

【事務局（百沢）】 それでは、開会の時刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回三鷹市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。司会を務めます都市計画課、百沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本審議会は、三鷹市都市計画審議会条例施行規則第 9 条により、原則公開となっております。また、三鷹市都市計画審議会の会議に関する取扱要綱第 6 条により、傍聴人は 3 日前までに会長が決定することとなっております。本日の審議会に対しまして、3 名の方より傍聴の申込みがありました。傍聴の方には既にご着席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、公務の都合により市長は欠席となります。

続きまして、席上配付資料のご確認をお願いいたします。委員の皆様の席上には、会議次第、日程、委員名簿、席次表をお配りしております。また、審議会資料は事前に委員の皆様にお送りしておりますが、本日資料をお忘れになられた方は予備をご用意しておりますので、お申しつけください。よろしいでしょうか。

これより審議会に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

事前に、小林委員より欠席とのご連絡をいただいております。是井専門委員につきましては、欠席とのご連絡をいただいておりますので、間もなくお越しになると思います。

したがいまして、専門委員を除く 17 人の委員のうち、今のところ 16 人の委員にご出席をいただいております。委員の過半数が出席し、定足数に達しておりますので、本審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、本審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、金井会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【金井会長】 皆様、こんばんは。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今年度も残り少なくなりました。日に日に寒さも和らいできましたが、季節の変わり目で体調を崩しやすい時期であります。委員の皆様におかれましては、

十分にご留意いただきたいと思います。

さて、これより令和7年度第2回三鷹市都市計画審議会を開催いたしますが、委員の皆様には、ぜひ活発なご意見をいただきたい、そして、三鷹のまちづくりにご協力をいただきたいと思います。

本日の議題は、報告事項が2件でございます。それぞれ、三鷹のまちづくりにおいて重要な案件でございますので、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

また、発言の機会を妨げるものではありませんが、会議時間には限りがございますので、発言は簡潔にまとめていただき、質問は重ならないようにご配慮いただきたいと思います。たくさんの委員の皆様のご発言をいただけますようお願いを申し上げます、ご挨拶と代えさせていただきます。

引き続きまして、久野副市長よりご挨拶をお願いいたします。

【久野副市長】 皆様、こんばんは。副市長の久野です。夕方からの時間ですが、お忙しい中、誠にありがとうございます。

本審議会、本日は報告事項が2件でございます。

1件目は、「三鷹都市計画東八道路沿道環境誘導地区（原案）について」です。昨年11月に都市計画審議会都市計画の素案について、ご報告させていただきました。その後、本年1月に説明会を開催するとともに意見募集を実施しました。その際、市民の皆様よりご意見を頂戴しましたので、それについてご報告させていただきます。

2件目は、「東京における都市計画道路の整備方針（案）について」です。本整備方針につきましては、現行の第四次事業化計画が今年度末までの計画となっております。そのため、今年度末の策定に向けて、東京都と区市町が協働で進めております。昨年の都市計画審議会では、整備方針、中間のまとめをご報告させていただきました。今回は、昨年12月に整備方針（案）が公表されましたので、その内容を説明させていただきます。本日、どうぞよろしくをお願いいたします。

【金井会長】 ありがとうございました。

次に、会議録署名委員を定めます。本件は、本審議会条例施行規則第10条第2項の規定に基づき、議長が指名します。加藤委員をお願いいたします。

それでは、これより議事日程に入ります。本日の議事は、報告事項は2件となっております。日程をお手元に配付しておりますが、おおむね午後7時30分を目途に会議を終了したいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

初めに、日程第1、三鷹都市計画東八道路沿道環境誘導地区（原案）についての報告を受けます。事務局より説明を求めます。

【梶原都市計画課長】 三鷹都市計画東八道路沿道環境誘導地区（原案）につきまして、資料1を用いましてご説明をいたします。

本件につきましては、昨年11月に開催された第1回の都市計画審議会で「三鷹都市計画東八道路沿道環境誘導地区（素案）について」としてご説明させていただきましたが、今回、都市計画の特別用途地区について、原案が整い、説明会も行いましたので、ご報告させていただきます。

初めに、資料1-1で前回の素案から変更になった部分のご説明をいたします。なお、前回から変更・追加になった箇所は、赤字で記載をしております。

資料1-1、1ページをご覧ください。

特別用途地区で「規制する建物用途」と「緩和する建物用途」を記載しております。こちらについては、前回の素案からの変更はございません。

続きまして、2ページをご覧ください。

2ページから3ページにわたって、建物用途を緩和する条件となる「周辺環境への配慮事項」を記載しております。こちらで、前回から変更・追加となる部分は、2ページの左側に黒い四角で囲ってあるものの上から3つ目、「騒音・振動」のところの白丸で上から2つ目です。外壁・開口部の部分に遮音上有効な機能を求めるものですが、建物上部から回り込む音の影響も考慮する必要があるため、屋根又は天井にも遮音上有効な機能を求めることとしまして、追加いたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。

今度は、黒い四角の上から2つ目、「交通・安全」です。こちらの1つ目の丸で、緩和を受ける建物の敷地は、東八道路に建築基準法に規定する長さ以上接することとしておりますが、右に図をお示ししておりますが、いわゆる路地状部分といわれる部分のみで東八道路に接する敷地の場合、敷地の奥の部分だけが大きな敷地となってしまう、東八道路に接する路地状部分は幅が狭いため、東八道路沿道の緑化空間の整備に寄与していただける部分が少なくなります。

また、路地状部分の幅と奥行きにもよりますが、避難及び安全上の観点からも不利な敷地の形状であることから、今回、赤文字で、「路地状部分のみによって東八道路に接するものではないこと」を追加しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

2「経過と今後のスケジュール（予定）」です。昨年11月の都市計画審議会で素案を報告した後、本年1月に説明会と意見募集を行いました。こちらの詳細につきましては、資料1－2のほうにまとめておりますので、こちらをご覧くださいながらご説明をいたします。

資料1－2、東八道路沿道環境誘導地区（原案）に関する説明会の開催結果です。

初めに、(1)「概要」です。説明会は、令和8年1月15日と17日の2回開催し、合計13名の方にご参加いただきました。

(2)「意見及び質問並びに市の回答」です。説明会でいただいた原案に関するご意見、ご質問のうち、代表的なものをご説明いたします。

まず、こちら、1ページの下の方の3番をご覧ください。「人工的な緑ばかりでなく、農地を守ることも考えてほしい」というご質問、ご意見がございました。

市の回答は、今ある緑を守ることは非常に大事なことであり、なるべく残していけるように農業委員会やJAと連携して取り組んでいます。東八道路沿道では、新しい緑をつくり出すけれど、既存の農地もなるべく残していただき、緑をつなげていく考えであり、今後も市内農業を守るために関連部署と連携していくということで、お答えさせていただいています。

続きまして、めくっていただいて、2ページの真ん中より少し下、7番です。「特別住工共生地区にあるような化学工業とか精密機械器具製造業が可能となるのか」というご質問がありました。説明会の資料の中で、既に指定されている、野崎一丁目にある特別住工共生地区を利用したので、こういったご質問をいただきました。

市の回答としましては、東八道路沿道環境誘導地区で可能な工場は、第一種住居地域内で制限されないもののみに特別住工共生地区ほどの緩和ではないということでお答えをしております。

続きまして、3ページに行っていただいて、12番です。「誘致・緩和する対象として、データセンターは含まれるか。どのような規制がかかるか」というご質問がありました。

市の回答としましては、データセンターは、建築基準法上、事務用途に該当し、緩和される対象となります。加えて、非常用電源用の燃料の制限等を受ける場合がございますので、そういったものをクリアすれば建築可能であるということでお答えしています。ただ、今回の取組では、環境配慮審査会ですとか、大規模土地利用助言者会議等による専門家による周辺環境への影響の審議を経て建築できるということになっておりますので、そちらも付け

加えております。

続きまして、3 ページの一番下、15 番です。「東八道路に接し、準住居地域と第一種低層住居専用地域に属する敷地において、敷地の奥の部分が生産緑地地区であっても緩和されるのか」というご質問がありました。

市のお答えとしまして、生産緑地内に建てられる農業に必要な建物以外は、生産緑地でなくなった際に緩和の対象となります。生産緑地である場合は、生産緑地法の制限を受けますので、なくなった場合には、緩和の対象となって建てられるようになるということです。

東八道路に接し、環境配慮を行うことが緩和の条件となりますが、敷地の奥の部分だけ大きい敷地については、形状がよくないので緩和の対象から外すことも、この時点でも検討していました。その場合は、手前側の東八道路に接する敷地の地権者と協力して、全体の敷地を東八道路に接続する形で計画すれば緩和の対象となるということで、お答えをしております。

この15番のご質問と、12番、この2つの質問のケースが重なると、敷地の奥の部分だけで大きい敷地で東八道路側に少しか路地状部分に接する敷地であっても、質問にあったデーターセンターなどを奥に造って建てられるということが可能となってしまいます。

この対策としまして、先ほど資料1でご説明した「交通・安全」の対策のところ、原則として、路地状部分のみによって東八道路に接するものを緩和の対象から除外しようということで付け加えをさせていただきました。

その他のご質問等については、市側の回答も含めて、後ほどご確認いただければと思います。なお、この説明会でお話しした説明資料は、参考資料1としてお付けしていますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料1－2の5ページの下段です。原案の意見募集の結果について、ご報告いたします。

(1)「概要」です。意見募集の期間は、令和8年1月15日から1月29日まで行いまして、意見の提出件数は1件でした。

内容につきましては、(2)に記載しておりますが、原案に関するものではなく、東八道路の植え込みの安全管理に関する内容でしたので、管理者である東京都にお伝えさせていただいております。

資料の1－2の説明は以上になりますので、お手数ですが、資料1－1に戻っていただいて、4ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

先ほどの2番の「経過と今後のスケジュール」の今後の部分ですけれども、今後、国土交通大臣の承認の手続を5月中には得て、6月の市議会で建築制限条例を上程させていただきます。その後、都市計画審議会への諮問は7月で予定しております。

続きまして、3「都市計画案の公告・縦覧及び意見募集」の予定です。本年4月1日から4月15日までの期間で、都市計画案の公告・縦覧を予定しております。また、案に対する意見書も同じ期間に募集する予定となっております。

こちらでお示しさせていただく都市計画案につきましては、資料1－3で都市計画の図書としてご用意をさせていただいています。先ほどの建築制限の条例に加える内容については、多少、説明会でのご意見を踏まえて、変更を検討しているのですけれども、この都市計画の図書については、昨年11月の素案の内容から変更はありませんので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。

資料1についての説明は以上です。

【金井会長】 説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

【紫野委員】 今回、説明会に参加された方は合わせて13名ということですが、対象となる世帯、または影響受ける世帯やお店などは、どれくらいあるのか。この1月の説明会だけで足りるのか。もっと丁寧な説明会を行って、理解と協力を得ることが必要と感じたのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

【梶原都市計画課長】 まず、対象の世帯なのですが、こちらの区域内と、それから隣接するお住まいの方や土地所有者の方、合わせて196軒の方にお示しをさせていただいております。それから、隣接する調布市の区域も含めた隣接の敷地まで含めると、全体で219軒の方に投函ないしは郵送で説明会のご案内をさせていただいております。

そういった中で参加していただいたのは、13名ということなのですが、実は、参加者の方の中には、この区域内ではなくて、上連雀のほうから、広報などをご覧いただいたのだと思うのですが、ご参加いただいてご意見をいただいた方もいらっしゃいます。

一方、説明会に関しては、この原案時点の説明会だけではなくて、この前段となる考え方や東八道路沿道における景観ガイドラインというものをつくって、それに基づいて行っている取組なのですが、その取組の中でも説明会を開催させていただいていまして、複数回ご出席いただいている方もいらっしゃれば、毎回、違う方にもご参加いただいております。説明会の開催としては、かなりの回数を重ねており、並行して、広報でご案内している以外に、

ホームページでも内容をご覧いただけるようにもしておりますので、説明については十分対応させていただいていると考えているところです。

【紫野委員】 当該区域の方に限らず、東八道路を利用されている方とか、たくさんの人たちが関わる今回の計画だと思いますので、ぜひ丁寧な説明と対応を要望します。

【中村委員】 ご説明ありがとうございました。

先ほど出ていた意見の12番のところで、データセンターのお話がありました。少し新しい課題だと思いますし、今回のこの都市計画の中では建てることができるということだったのですが、むしろ逆にデータセンターが出てくるのであれば、データセンターそのものができてくるというときに、どう三鷹市で受け止めるかということを考える必要性があるのかと思います。

今回は、これに当てはめれば大丈夫なのですが、今後どのようにデータセンターを扱っていくかということを考えてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【梶原都市計画課長】 ご指摘のとおり、データセンターは、先ほどの非常用電源の関係ですとか、それから通常時も電力をかなり消費するという問題ですとか、あとは、建物がどうしても真四角のような圧迫感があるような建物とか、色々と全国で建築されている中で、近隣の方との課題を抱えているようなところの状況については把握しているところです。

現時点で、規制や何かを考えているわけではございませんが、基本的に規模が大きいものになりますので、例えば、三鷹市まちづくり条例のほうで、大規模土地利用の構想については、きちんと事前に届出をして、市側から要望を出すというような制度もございます。そういった制度を活用しながら、データセンター自体の計画の周辺への配慮がしっかりなされているのかというのは確認し、事業者側には、要望しながら、しっかりと計画していただけるような形で対応していくことになろうかと思っています。

【中村委員】 せっかく、こうした貴重なご意見をいただいたところですので、新しい課題ということで取り組んでいただければと思います。

【金井会長】 他にありますか。

【山田委員】 資料1-1で、今回赤字で3ページに追加されたところの「原則として路地状部分のみに」というところで、敷地部分と路地状部分というのは、法律か何かで明確に切り分けられていますか。例えば、形だけで少しびつな形になってしまっているから外すということだと、当事者の方たちも予測可能性がなくなってしまうと思う面があるのですが、敷地と路地状は、明確に分けられるようなものであるのでしょうか。

【梶原都市計画課長】 路地状という考え方自体は、都市計画法や建築基準法の中にはないのですが、東京都の建築安全条例で、安全性の観点から、このような敷地では建築を禁止していこうということになっているものでございます。

路地状の奥が敷地のように見えますけれども、基本的に、路地状部分も敷地に含まれるという形になっております。

ただ、おっしゃるとおり、この路地状の長さがどれくらいあったらいけないのか、全くこれがあつたら駄目なのかなど、逆に、この路地状の幅が、もっと広いケースもあると思いますので、そういったところは、建築基準法や建築安全条例の規定を参照しながら、どういったケースで安全上問題ないので大丈夫で、どういったケースであれば駄目というのは、建築制限条例の中でしっかり整理していきたいと思います。

参考に、この路地状というのは、確かに分かりづらいですが、今この赤い部分が東八道路に接しているところが路地状を通じた敷地への入り口部分になりますが、この道路と敷地の間のところに立って、ここから敷地の奥を眺めたときに死角ができると、路地状敷地というのが一般的だそうです。

この赤の一番下のところに立ったとすると、敷地の左奥のほうは、そこから見えないような形に死角になると思いますので、こういったところを路地状といいますので、そういった定義も含めて、これに基づいて計画される方がこの規制の対象になるのかどうかについては、しっかりとお示しをしていくような形で考えております。

【山田委員】 現状としては分かりましたが、これからより明確化されるということですので、しっかり当事者の方が理解できる形でお願いしたいと思います。

【金井会長】 他にありますか。

他にないようですので、以上で日程第1についての質疑を打ち切ります。

続いて、日程第2、東京における都市計画道路の整備方針（案）についての報告を受けます。

事務局より説明を求めます。

【稲垣外環・北野の里（仮称）担当課長】 東京における都市計画道路の整備方針（案）について、ご説明させていただきます。

説明に先立ちまして、本件については、前回の第1回三鷹市都市計画審議会において、「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）中間のまとめ」として、基本的な考え方やパブリックコメントの概要をご報告させていただき、その考え方やご意見などを踏まえて取り

まとめられました。

それでは、資料 2－1 をご覧ください。

まず、この「東京における都市計画道路の整備方針」とは、東京都と区市町が連携し進めているものでありまして、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線などを定めたものであり、過去 4 回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

現行の第四次事業化計画である整備方針の計画期間が令和 7 年度までとなっていることなどから、現在、新たな整備方針を今月末の策定に向け、進めております。なお、この整備方針は、未着手の都市計画道路が対象のため、事業着手した路線、具体的には、用地買収中、工事中などの路線は対象外になります。

では、今回は、主にこの資料 2－1 の概要版を用いまして、三鷹市に関わる内容を中心に説明させていただきます。また、今回の見直しにつきましては、三鷹市内での変更などはなく、現行の第四次事業化計画を継続する内容となっております。

1 ページをご覧ください。

都市計画道路の整備状況といたしまして、道路延長、約 3,200km に対して、約 40 年間で約 900km 整備され、令和 5 年度末時点で約 2,100km が完成しております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

道路整備の基本理念は、社会情勢の変化などを考慮し、「都市計画道路ネットワークを形成・充実し、次世代を見据えた円滑な自動車交通と良質な歩行者空間が共存した都市を実現」であります。

続きまして、3 ページをご覧ください。

都市計画道路の必要性の確認になります。未着手の都市計画道路の必要性を確認するに当たり、都全域に関わる項目、地域に関わる項目をおのおの 5 項目設定しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。

三鷹市内には、廃止候補路線の該当はありませんが、3 路線が計画内容再検討路線に該当しております。これは、必要性が確認された都市計画道路のうち、特別な理由により、計画幅員や構造など、都市計画の内容について検討を要する路線が位置づけられたものになります。

それでは、この三鷹市内の計画内容再検討路線である 3 路線につきまして、資料 2－2 の 1 ページ、2 ページをご覧ください。説明いたします。

1 ページには、外環の 2、三鷹 3・4・13号線支線 1、支線 2 の 2 路線が載っております。こちらにつきましては、高速道路が地下化されたことにより検討が必要な路線となっております。

続きまして、2 ページ右下の三鷹 3・4・7 号線は、地形地物の状況により、事業の実現性・施工性の観点から、道路線形、構造等の検討が必要な路線となっております。

この 3 路線につきましては、現行の第四次事業化計画においても計画内容再検討路線に位置づけられており、引き続きの路線となっております。

また、資料 2－3 をお配りしたのですが、資料 2－3 は、現行の第四次事業化計画において、計画内容再検討路線に位置づけられている路線、つまり、今、ご説明した今回の三鷹市内の 3 路線に関しまして、検討の方向性及び検討の経緯と方針について記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

資料 2－2 の 3 ページ、4 ページにお戻りください。

こちらには、優先整備路線の選定の記載があります。優先整備路線とは、令和 8 年度からの 15 年間の計画期間で優先的に整備すべき路線を示しております。

三鷹市内の優先整備路線につきましては、3 ページの東京都施行では、「都－63」「都－64」の三鷹 3・4・7 号線、「都－65」「都－66」の三鷹 3・4・12号線の 2 路線 4 区間が該当しております。4 ページの市施行では、「市町－9」の三鷹 3・4・9 号線、「市町－10」の三鷹 3・4・13号線の 2 路線が該当しております。

優先整備路線につきましても、都施行、市施行ともに、現行の第四次事業化計画の優先整備路線から引き続きの同一路線となっております。

詳細といたしまして、5 ページをご覧ください。

こちら、三鷹市内の位置図になっております。青色の東京都施行については、東京都が選定し、赤色の三鷹市施行については、三鷹市が選定しております。今回は、三鷹市施行の優先整備路線についてご説明いたします。

まず、「市町－9」の三鷹 3・4・9 号線についてです。こちら、引き続きの選定理由としまして、市境を含む区間であるため、道路ネットワークの観点、延焼遮断帯の形成に資するなど防災の観点、三鷹駅周辺エリアの活性化に寄与するなど、まちづくりの観点などから継続して選定しております。

続きまして、「市町－10」の三鷹 3・4・13号線についてです。こちらも同様に、引き続きの選定理由といたしまして、南側で現在工事中の都市計画道路と、北側の東京都施行の優

先整備路線「都－63」に接続する路線であり、道路ネットワーク、事業の継続性などの観点から、こちらも継続して選定しております。

続きまして、資料２－１の概要版にお戻りください。13ページになります。

都市計画道路区域内の建築制限への対応についてです。こちらも、現行の第四次事業化計画からの継続の事項になります。

現状、都内の都市計画道路の区域内では、都市計画法で認められている２階建てまでの建築の許可基準を緩和し、３階建ての建築を可能とするなど、建築制限を緩和しております。

本件については、高層化のニーズが高まっていないことや、４階建て以上の建築物は、より堅固な構造としなければならず、円滑な事業の施行に支障を来すおそれがあることを踏まえ、引き続き、現行の３階建てまでの緩和基準を継続することになっております。

15ページをご覧ください。

道路空間の再編についてです。道路空間の再編とは、回遊性や滞在の快適性の向上などの多様化するニーズなどに応じて、歩行者空間拡大など、道路の幅員構成を見直すことで、ゆとりやにぎわい等を生み出す取組です。こちらは、今回新たに取り入れられた考えになります。

17ページ、18ページをご覧ください。

こちらが該当路線になっておりますが、三鷹市内の道路の該当はありません。

最後になりまして、参考資料２といたしまして、この資料２－１の本冊をお配りいたしますので、こちらも後ほどご確認いただければと思います。

説明につきましては、以上になります。

【金井会長】 説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見がございましたら、ご発言願います。

【高谷委員】 整備方針の見直しということで、外環の２の見直しがここに来て決まってくるということで、私としては本当にありがたいことだと思います。今後の進め方なのですが、武蔵野市においては、これまでの議論が取りまとめられるということですが、三鷹市の場合は、北野の里（仮称）のまちづくりを優先的に取り組むのと、市の意向を踏まえつつということですが、井の頭の地域の方も、この件については、長年、懸案・懸念を持っていらっしゃる地域の方々が多くいるので、そういった人たちにも、情報提供、あるいは、意見聴取というのが必要だと思うのですが、その辺のお考え方はいかがでしょう。

【櫻井まちづくり推進課長】 外環につきましては、対応の方針におきましては、東京都に対しては、地域の方々の意見を踏まえて行うことということを言っておりまして、そういった話し合いは、常々申し上げているところです。

その一方、外環周辺都市計画道路、3・4・12号線、3・4・3号線、3・4・11号線は、まだそちらの進捗がかなり遅いというところもありまして、まずは、周辺の都市計画に基づくまちづくりを優先しながら、今、進めさせていただいているところであります。

【高谷委員】 色々と周辺の整備が進んでからということだと思うのですが、折を見て、状況の報告みたいなものは、その団体さんもあると思いますので、言ってあげて、この開始をしっかりと理解をしながら進めていただきたいと思います。

それと、少し話が違ってくるのかもしれませんが、何日か前に、報道ベースで申し訳ないのですが、小池都知事が東京都内の道路を無電柱化するというようなことを記者発表したと承知しているのですが、そのことと、今回のこの計画等々で何か関連することというのはないのですか。

【櫻井まちづくり推進課長】 現在、都市計画道路におきましては、全て無電柱化ということで取組を進めておりまして、先ほど申し上げました周辺都市計画道路につきましても、全て無電柱化ということで進めているものでございます。

【高谷委員】 無電柱化はお金がかかりますけれども、空間の美観、そういうことにも関係してきますので、賛成、歓迎の立場でございます。よろしくお願いします。

【金井会長】 他にございますか。

【紫野委員】 下連雀地域では、やはり連雀通りの拡幅工事について、市民の方から、「一体いつになったら終わるのか」というような声をよく聞きます。

今回、自転車の交通ルールが変わることによって、車道を自転車で走ることになる市民も多いかと思いますが、やはり市民に対する、この工事の段階は、これまで来ていて、これぐらいまではかかるのか情報がなくて、やはりいらいらしてしまうというか、不安に思っている市民もおられるのですが、この連雀通りのことについては、どうなっていくのか教えてください。

【野崎まちづくり推進担当課長】 今、市のほうで工事をしております連雀通りの部分のお話になりますが、確かに今おっしゃったとおり、かなり期間を要している状況になっております。昨年になるのですが、全体の工事のステップの中で、現時点でこの位置にありますということが分かるような看板を現地に立てさせていただいたり、同様の内容をホームページ

ージのほうにも公開をさせていただくような形で周知を図らせていただいているところでございます。

【紫野委員】 実際に転んで、けがをされた高齢者の方もおられたので、よろしくお願いします。

あと、こちらの都市計画道路の整備方針案のほうにありますように、今後の都市計画道路の在り方で、「街路樹の充実」というものが載っていました。やはり地球温暖化が進んでいて、今、樹冠被覆率が必要だということが位置づけられているかと思いますが、街路樹に対する、樹冠被覆率に対する考え方や方向性、道路が整備されていくのはいいですけども、やはりグリーンインフラをしっかりと整備することについての方向性は、どのように考えておられるでしょうか。

【高橋都市整備部長】 今、委員のおっしゃるとおり、街路樹というのは大事でして、グリーンインフラも含めまして、これは地球環境もそうですし、街路樹の位置づけというのは大切なものです。樹冠被覆率も含めて、率の数字の出し方というのは難しいので、そこは、今後考えていきますが、そういうところも日陰をつくるような形で、今、ほかの既存の道路も街路樹も行っていますので、都市計画道路も含めて同じような形で、樹冠被覆率をその地域に合ったものにしていくということを行っていきたいと思っています。

【紫野委員】 お願いします。

【金井会長】 他にございますか。

【加藤委員】 東京における都市計画道路の方針、資料2-2について、3の優先整備路線の選定について、お伺いをさせていただきます。

東京都施行の令和8年から15年間に優先して施行されるものとして、2路線、4区間がここで選定されているわけですが、三鷹市のまちづくり、防災の観点から含めても、早期に施行していただくべき路線だと考えておりますけれども、これが実行されるためには、三鷹市は東京都とどのような協議をしているのでしょうか。

【櫻井まちづくり推進課長】 委員さん、おっしゃいますように、3・4・7号線から3・4・12号線の路線につきましては、外かく環状道路インターチェンジとも極めて近いところにありまして、ここが抜けることによりまして、一つのネットワーク化がなされるのではないかと考えているところでございます。

つきましては、東京都、また、国のほうにも、併せて、こちらのほうの推進というのを求めています。ただ、過去には要望書なども提出をいたしまして、こちらの推進というのを

要望しているところです。

【加藤委員】 一生懸命やっただけというのは分かるのですが、具体的にどうやると進むとかという、何か対策はあるのですか。

【櫻井まちづくり推進課長】 東京都と話をしますと、現在、3・4・7号線の事業や、ほかの施行のところが、外環の周辺の都市計画道路、3・4・3号線、3・4・12号線、3・4・11号線なども含めまして、かなり手がいっぱいというところもありまして、なかなか人材というのが割けない状況だということがあります。ただ一方で、そちらのほうが進まないと、外環ができたときにそこが渋滞をしても困りますので、そこは、引き続き求めていきたいと考えております。

【加藤委員】 それぐらいの話しかできないのですか。とにかく色々な手を使ってでも、三鷹市のまちづくりのためにぜひ進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【金井会長】 他にありますか。

【石井委員】 都議会議員さんもいるので、お二方に聞いてみたいと思います。よろしくお願いします。いいですか、都議会議員さん。連雀通りの件です。

【中村委員】 この資料2-2のところに連雀通り、先ほどの資料ですね。あと、64、63のところは、外環の大事なところは、今、事業中だということで優先整備道路に入っていないわけですが、今、事業着手をしているところです。個人情報のお話だということで、都からも詳しい説明は私たちもいただけないのですが、鋭意用地買収等、取り組んできて、何とか早期実現したいということでは進めさせていただいています。

私たちも、そういったご意見もしっかり踏まえて、地元からも「早く」というお声をいただいておりますので、あらゆる手を尽くしてということでございますので、頑張っていきたいと思います。

【山田委員】 中村先生のお話しいただいたとおりでございますが、やはり用地買収がすごい大きな課題の一つとなっております、特に、そこについて丁寧ながらも迅速に進めてほしいということで、都のほうができる限りの努力は尽くしているということは、今、聞いておりました。引き続き、地域の方の声も当然頂戴しておりますので、しっかり前に進めていけるように、取り組んでまいりたいと思っています。

【石井委員】 よろしくをお願いします。

【金井会長】 他にありますか。

ないようですので、以上で日程第2についての質疑を打ち切ります。

以上で本日の議事を終了いたします。

事務局は、他に何かありますか。

【梶原都市計画課長】 次回の開催予定について、お知らせいたします。次回の都市計画審議会は、令和8年7月頃開催の予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【金井会長】 それでは、本日の会議はこれで終了いたします。委員の皆様、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

— 了 —